

京都府立医科大学大学院医学研究科博士課程授業科目履修規程

平成20年4月1日
京都府立医科大学規程第77号

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立医科大学大学院学則(平成20年京都府立医科大学規則第2号。以下「学則」という。)第19条の規定に基づき、京都府立医科大学大学院医学研究科博士課程(以下「博士課程」という。)における授業科目及びその単位数、履修方法、成績の評価等に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修コース)

第2条 博士課程に次のコースを設ける。

- (1) 総合コース
- (2) がんプロフェッショナル養成専門コース
- (3) 法医臨床医・法歯科医養成コース

(授業科目の担当教員)

第3条 授業科目の担当教員は、医学研究科教授、医学研究科准教授、医学研究科講師及び医学研究科の授業担当を命じられた教員とする。

- 2 学位論文の作成に対する研究指導をする者(以下「指導教員」という。)は、原則として、総合コースにあつては主科目担当教授、がんプロフェッショナル養成専門コースにあつては専攻科目担当教授、法医臨床医・法歯科医養成コースにあつてはコース担当教授とする。

(授業科目及び単位数)

第4条 授業科目は、第2条に定めるコースごとに置くこととし、各コースの授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(履修の方法)

第5条 学生は、別表1に定める授業科目の中から所定の単位を30単位以上修得するとともに、必要な研究指導を受けた上、博士論文を完成させ、その論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

- 2 各コースにおいて学生が修得すべき単位数、履修単位及び履修年次は、別表2のとおりとする。
- 3 総合コースの履修の方法は次のとおりとする。

- (1) 学生は、別表1の1の(1)専門領域の中から主として履修する授業科目(以下「主科目」という。)を1つ、副として履修する授業科目(以下「副科目」という。)を2つ以上選択するものとする。

- (2) 主科目については、同一名称を冠した講義A、講義B、演習、特講を履修しなければならない、副科目については、主科目以外の科目の特講又は特論を履修しなければならない。

- (3) 学生は、履修科目の選択にあたって、主科目担当教員による指導を受けなければならない。

- 4 がんプロフェッショナル養成専門コースの履修の方法は次のとおりとする。

- (1) 学生は、別表1の2の専門科目の中から専攻する授業科目(以下「専攻科目」という。)を1つ選択するものとする。

- (2) 専門科目の選択科目については、専攻科目以外の専門科目を履修しなければならない。

- (3) 学生は、履修科目の選択にあたって、専攻科目担当教員による指導を受けなければならない。

- 5 法医臨床医・法歯科医養成コースの履修の方法は次のとおりとする。

- (1) 学生は、法医臨床医養成コース、法歯科医養成コース、法医専門医養成コースの中から1つコースを選択するものとする。

- (2) 学生は、前項のコース及び履修科目の選択にあたって、コース担当教員による指導を受けなければならない。

(授業の内容)

第6条 授業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 総合コースにおける主科目は、学位論文作成の基盤となる知識、技術を習得することを目的とする。
- (2) 総合コースにおける副科目は、主科目における研究遂行上、必要となる知識、技術を補完することを目的とする。
- (3) 総合コースにおける共通領域は、全ての学生に共通して必要となる基礎的、基盤的な知識を修得することを目的とする。
- (4) がんプロフェッショナル養成専門コースにおける基礎科目は、腫瘍に関して基礎的な知識、技術を習得することを目的とする。
- (5) がんプロフェッショナル養成専門コースにおける専門科目は、各臓器、領域における腫瘍の治療、診断等に関して、専門的な知識、技術を習得することを目的とする。
- (6) 研究指導の統合医科学特別研究は、研究テーマを設定し、総合コースにあつては専門領域及び共通領域で、がんプロフェッショナル養成専門コースにあつては基礎科目及び専門科目で習得した知識、技術を応用し、学位論文作成のための研究を行うことを目的とする。
- (7) 法医臨床医・法歯科医養成コースにおける全コース共通の科目は、法医学に関して基礎的な知識、技術を習得することを目的とする。
- (8) 法医臨床医・法歯科医養成コースにおける各コース所定の科目は、各領域における専門的な知識、技術を習得することを目的とする。

(授業の方法等)

第7条 授業は、講義（実習も含む）、演習のいずれかにより行うものとする。なお、講義（実習も含む）、演習には、当該各号に掲げるものを含むものとする。

- (1) 講義 抄読会、臨床報告会、学術集談会、学会等に出席したとき。
実習、臨床検査、手術（見学を含む。）、診療、現地調査、剖検（見学を含む。）、その他これらに類する行為を行ったとき。
- (2) 演習 抄読会において抄読を担当したとき、臨床報告会において報告を担当したとき、及び学術集談会、学会等において研究発表をしたとき。

(単位の計算方法)

第8条 授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の演習をもって1単位とする。

(授業期間)

第9条 授業科目（共通領域のうち、大学院特別講義を除く。）の授業は、通年30週、半期15週にわたる期間を単位として行うものとする。

(研究指導)

第10条 学生は、博士論文に係る研究及び論文作成等に当たり、原則として指導教員の指導を受けるものとし、1年次に研究指導計画書を医学研究科長に届け出るものとする。

(研究指導の分担)

第11条 学生は、教育研究上有益と認められるときは、指導教員以外の教授の研究指導を受けることができる。この場合において、指導教員は、当該教授との協議を経て、医学研究科長にその旨

を届け出るものとする。

(単位修得の認定)

第12条 履修した授業科目の単位の修得の認定は、第3条に定める担当教員が行い、学年末に学長に報告するものとする。

(成績の評価)

第13条 各授業科目の成績の評価は、次により行う。

評点	評語	認定
100点～80点	優	合格
79点～70点	良	
69点～60点	可	
59点～0点	不可	不合格

(他の大学院の授業科目の履修等)

第14条 学生は、原則として第2学年以降でなければ、他の大学院の授業科目を履修し、又は他の大学院若しくは研究所等において研究指導を受けることができない。

(学位論文の提出)

第15条 学生は、博士課程に3年以上（優れた研究業績を上げたと認められる者については、2年9月以上）在学し、博士論文を提出する日の属する学年末までに所定の単位を30単位以上修得することが確実で、かつ、必要な研究指導を受けなければ、博士論文を提出することができない。

(最終試験)

第16条 最終試験は、博士論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

(転コース)

第17条 在学中にコースの転属を希望する者は、指導教員の許可を得た上で、第1学年の1月末までに学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(長期履修)

第18条 職業を有すること等により、学則第8条第2項に基づき、4年を超えて一定の期間（以下「長期履修期間」という。）にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する者は、原則として入学手続き時に学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 前項に定める長期履修期間は、1年を単位とし、その上限は8年とする。

3 第1項の許可を受けた者が長期履修期間の短縮を希望する場合は、各年次の12月1日から12月20日までに学長に願い出て、許可を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 平成24年 5 月 31 日以前に在籍している者については、この告示による改正後の京都府立医科大学大学院医学研究科博士課程授業科目履修規程第 5 条及び第 8 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

1 総合コース

(1) 専門領域

分野	主として履修する科目	単位	副として履修する科目等	単位	
地域医療・ 社会医学	分子標的予防医学	10	分子標的予防医学 (特講)	2	
	地域保健医療疫学	10	地域保健医療疫学 (特講)	2	
	地域保健医療福祉行政システム学	10	地域保健医療福祉行政システム学 (特講)	2	
	法医学	10	法医学 (特講)	2	
	救急・災害医療システム学		10	遠隔医療システム学 [特論]	2
			10	救急・災害医療システム学 (特講)	2
	総合医療・医学教育学	補完代替医療学 [特論]	10	補完代替医療学 [特論]	2
		地域医療学	10	医療心理学 [特論]	2
		地域生涯健康医学	10	地域環境医学 [特論]	2
		近未来地域医療学	10	総合医療・医学教育学 (特講)	2
		医療フロンティア展開学	10	地域医療学 (特講)	2
		生物統計学	10	地域生涯健康医学 (特講)	2
		医学生命倫理学	10	近未来地域医療学 (特講)	2
		生命基礎数理学	10	医療フロンティア展開学 (特講)	2
		10	生物統計学 (特講)	2	
		10	医学生命倫理学 (特講)	2	
	10	生命基礎数理学 (特講)	2		
		10	腫瘍分子標的治療学 [特論]	2	
発達・成育 医科学	小児科学	10	小児科学 (特講)	2	
	小児外科学	10	小児外科学 (特講)	2	
	女性生涯医科学	10	女性生涯医科学 (特講)	2	
	医療コミュニケーション学	10	医療コミュニケーション学 (特講)	2	
先端医療・ ゲノム医学	ゲノム医科学	10	ゲノム医科学 (特講)	2	
	分子生化学	10	分子生化学 (特講)	2	
	創薬医学	10	創薬医学 (特講)	2	
	分子病態感染制御・検査医学	10	分子病態感染制御・検査医学 (特講)	2	
	分子診断・治療医学	10	分子診断・治療医学 (特講)	2	
	免疫内科学	10	免疫内科学 (特講)	2	
	内分泌・代謝内科学	10	内分泌・代謝内科学 (特講)	2	
	循環器内科学	10	循環器内科学 (特講)	2	
	腎臓内科学	10	腎臓内科学 (特講)	2	
	呼吸器内科学	10	呼吸器内科学 (特講)	2	
	消化器内科学	10	消化器内科学 (特講)	2	
	血液内科学	10	血液内科学 (特講)	2	
	脳神経内科学	10	脳神経内科学 (特講)	2	
	皮膚科学	10	皮膚科学 (特講)	2	
形成外科学	10	形成外科学 (特講)	2		
生体情報・ 機能形態学	生体構造科学	10	生体構造科学 (特講)	2	
	生体機能形態科学	10	生体機能形態科学 (特講)	2	
	細胞生理学	10	細胞生理学 (特講)	2	
	統合生理学	10	統合生理学 (特講)	2	
	物質生命基礎科学	10	物質生命基礎科学 (特講)	2	
	神経発生生物学	10	神経発生生物学 (特講)	2	
	基礎老化学	10	基礎老化学 (特講)	2	
			10		2
病態解析・ 制御医学	人体病理学	10	人体病理学 (特講)	2	
	細胞分子機能病理学	10	細胞分子機能病理学 (特講)	2	
	分子病態病理学	10	分子病態病理学 (特講)	2	
	感染病態学	10	感染病態学 (特講)	2	
	免疫学	10	免疫学 (特講)	2	
	病態分子薬理学	10	病態分子薬理学 (特講)	2	
	精神機能病態学	10	精神機能病態学 (特講)	2	
	放射線診断治療学	10	放射線診断治療学 (特講)	2	
	医系化学	10	医系化学 (特講)	2	
			10	集学放射線治療学 [特論]	2
機能制御・ 再生医学	消化器外科学	10	消化器外科学 (特講)	2	
	移植・再生外科学	10	移植・再生外科学 (特講)	2	
	内分泌・乳腺外科学	10	内分泌・乳腺外科学 (特講)	2	
	心臓血管外科学	10	心臓血管外科学 (特講)	2	
	呼吸器外科学	10	呼吸器外科学 (特講)	2	
	脳神経機能再生外科学	10	脳神経機能再生外科学 (特講)	2	
	運動器機能再生外科学	10	運動器機能再生外科学 (特講)	2	
	小児整形外科学 [特論]	10	小児整形外科学 [特論]	2	
	リハビリテーション医学	10	リハビリテーション医学 (特講)	2	
			10	スポーツ・障がい者スポーツ医学 [特論]	2
	視覚機能再生外科学	10	視覚機能再生外科学 (特講)	2	
	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	10	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 (特講)	2	
	泌尿器外科学	10	泌尿器外科学 (特講)	2	
	麻酔科学	10	麻酔科学 (特講)	2	
	疼痛・緩和医療学	10	疼痛・緩和医療学 (特講)	2	
			10	包括的緩和医療学 [特論]	2
	歯科口腔科学	10	歯科口腔科学 (特講)	2	
	細胞再生医学	10	細胞再生医学 (特講)	2	

(注) 主として履修する科目：講義A (3単位)、講義B (3単位)、演習 (2単位)、特講 (2単位)
副として履修する科目：特講 (2単位)、特論 (2単位)

(2) 共通領域及び研究指導

領 域 等		科 目 等	単 位
共 通 領 域	必 修	統合医科学概論 医学生命倫理学概論 1 医学生命倫理学概論 2 医学研究方法概論	1 1 1 1
	選 択	加齢医科学 基礎統計学 応用言語学 医療レギュラトリーサイエンス学 大学院特別講義	1 1 1 1 1 1～4
研 究 指 導	必 修	統合医科学特別研究	8

2 ガンプロフェッショナル養成専門コース

科目区分		授業科目	単 位
基礎科目	必 修	分子標的予防医学 人体病理学 病態分子薬理学	2 2 2
	選 択	ゲノム医科学 分子生化学 分子病態感染制御・検査医学 免疫内科学	2 2 2 2
専門科目	必 修	血液内科学 集学放射線診断治療学 包括的緩和医療学	2 2 2
	選 択	小児科学 女性生涯医科学 呼吸器内科学 皮膚科学 消化器内科学 消化器外科学 内分泌・乳腺外科学 呼吸器外科学 脳神経機能再生外科学 運動器機能再生外科学 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 泌尿器外科学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
研究指導	必 修	統合医科学特別研究	8

3 法医臨床医・法歯科医養成コース

区 分		授業科目	単 位
全コース 共通	必 修	臨床法医学実習	4
		個人識別学	4
		法医学画像診断学	4
法医臨床医 養成コース	必 修	生体鑑定学実習	4
		グリーフケア実習	4
	選 択	法医病理学実習	4
		法中毒学	4
		エキスパート法医学実習	4
	犯罪学特論	2	
法歯科医 養成コース	必 修	顎顔面外傷実習	4
		法歯学	4
	選 択	生体鑑定学実習	4
		DNA 鑑定実習	4
		法中毒学	4
	犯罪学特論	2	
法医専門医 養成コース	必 修	エキスパート法医学実習	4
	法中毒学	4	

	選 択	外傷学特論 法医病理学実習 DNA 鑑定実習 法医臨床検査実習	4 4 4 2
総合コース 共通領域 (全コース共通)	必 修	統合医科学概論 医学生命倫理学概論 1 医学生命倫理学概論 2 医学研究方法概論	1 1 1 1

別表第 2 (第 8 条関係)

1 総合コース

区 分		修得すべき 単 位 数	授業の方法、履修単位及び履修年次
専 門 領 域	主科目	10 単位	【授業の方法】講義（実習）等及び演習の併用 講義 A：3 単位、1～2 年次で履修 講義 B：3 単位、1～2 年次で履修 演 習：2 単位、1～2 年次で履修 特 講：2 単位、1～3 年次のうち 2 年間で履修
	副科目	4 単位以上 (2 科目以上)	【授業の方法】演習の併用 特講（2 単位）または特論（2 単位）を 1～3 年次のうち 2 年間で 2 科目以上、4 単位以上履修
共 通 領 域	必修科目	4 単位 (4 科目)	【授業の方法】講義もしくは実習 統合医科学概論：1 単位 医学生命倫理学概論 1：1 単位 医学生命倫理学概論 2：1 単位 医学研究方法概論：1 単位 } 1～3 年次で履修
	選択科目	4 単位以上	【授業の方法】講義もしくは実習 加齢医科学：1 単位 基礎統計学：1 単位 応用言語学：1 単位 医療レギュラトリー サイエンス学：1 単位 } 1・2・3・4 年次のうち 1 年間で履修 大学院特別講義：1～4 単位、1～4 年次で履修。特別講義を 8 コマ履修により 1 単位とする。
研究 指導	特別研究	8 単位	【授業の方法】学位論文の指導 統合医科学特別研究：1～4 年次で毎年次履修

2 がんプロフェッショナル養成専門コース

区分		修得すべき 単 位 数	授業の方法、履修単位及び履修年次
基 礎 科 目	必修科目	6 単位 (3 科目)	【授業の方法】講義もしくは実習 各科目 2 単位、1～2 年次で履修
	選択科目	4 単位以上 (4 科目)	【授業の方法】講義もしくは実習 各科目 2 単位、1～2 年次で履修
専 門 科 目	必修科目	6 単位 (3 科目)	【授業の方法】講義もしくは実習 各科目 2 単位、1～2 年次で履修
	選択科目	6 単位以上 (3 科目以上)	【授業の方法】講義もしくは実習 各科目 2 単位、1～4 年次で履修
研究 指導	特別研究	8 単位	【授業の方法】学位論文の指導 統合医科学特別研究：1～4 年次で毎年次履修

3 法医臨床医・法歯科医養成コース

区分		修得すべき 単 位 数	授業の方法、履修単位及び履修年次
全コース 共通	必修科目	12単位 (3科目)	【授業の方法】講義もしくは演習、実習 各科目4単位、1年次で履修
	選択科目	6単位以上 (2科目以上)	【授業の方法】講義もしくは実習 各科目4単位もしくは2単位、2～3年次で履修
法医臨床医 養成コース	必修科目	8単位 (2科目)	【授業の方法】実習 各科目4単位、2～3年次で履修
	選択科目	6単位以上 (2科目以上)	【授業の方法】講義もしくは実習 各科目4単位もしくは2単位、2～3年次で履修
法歯科医 養成コース	必修科目	8単位 (2科目)	【授業の方法】実習 各科目4単位、2～3年次で履修
	選択科目	6単位以上 (2科目以上)	【授業の方法】講義もしくは実習 各科目4単位もしくは2単位、2～3年次で履修
法医専門医 養成コース	必修科目	8単位 (2科目)	【授業の方法】講義もしくは実習 各科目4単位、2～3年次で履修
	選択科目	6単位以上 (2科目以上)	【授業の方法】講義もしくは実習 各科目4単位もしくは2単位、2～3年次で履修
総合コース 共通領域 (全コース共通)	必修科目	4単位 (4科目)	【授業の方法】講義もしくは実習 各科目1単位、1～3年次で履修